

開催日

平成24年11月26日

障がい者地域自立支援協議会 北 区 事項報告

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 第3回 北区地域自立支援協議会【報告】 |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>(1) 第9回自立支援協議会全体会について【報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市障がい者地域自立支援協議会運営事務局会議の内容報告 ・緊急時の通所事業所における夜間支援についての検討状況 ・特別支援学級の進路検討部会での議論について ・障がい者障害者虐待防止体制について <p>(2) 新潟市虐待防止センターの体制について【説明・情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市における障がい者虐待の防止と対応について説明 ・北区での通報・届出等の現況報告 <p>(3) 今後のケース会議の進め方について【協議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討表(各委員が提出)から北区の地域課題シートを作成(添付資料) ・ニーズ(件数)が多い順に掲載されているため、その番号順に検討 ・事前提出されたケース以外で、困難事例や緊急性の高いものは、随時受付・検討を行う |

障がい者地域自立支援協議会 北区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月26日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 退院後、アパート暮らしをして自立したいが、契約時保証人等がない 公共サービスだけで一人暮らしをするのに不安がある |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在は精神科病院に入院しても、入院開始時より退院後の生活を考えなければならない。 ・本人がアパート暮らしを希望しても、契約時に保証人等が必要となる。 ・一人暮らしを開始しても公共サービスのみでは不安がある(夜間, 休日等) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>○委員を2班に分けグループ討議実施</p> <p>①契約時の保証人並びに緊急連絡先の確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を利用しても保証人になることはできない。(⇒保証人が可能な制度運用) ・保護司制度のように地域のなかに身元保証する。(⇒緊急連絡先になってくれるような制度) ・安心サポート事業に保証人事業を制度化できないか。 ・行政や社協等の団体が保証人等になる制度はできないか。 ・契約時に求められる保証部分の役割分担(損害賠償＝保険会社・緊急連絡先＝後見人) ・保証会社に依頼しても緊急連絡先を求められて、費用負担も発生する。 <p>②受け入れ先の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅で保証人等がない場合の措置制度ができないか。 ・サテライト型のグループホーム(アパートの1室がグループホーム) ・障がい者・高齢者・ボランティア等による共同住居(街中の空き家対策等) ・過疎地などの高齢世帯に障がい者が間借りをするような里親制度ができないか。 ・そもそも(知的・身体・精神)障がい者を正しく理解(受け入れ)する地域づくり。 <p>③一人暮らしを継続するためのサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービス(居宅介護・重度訪問介護・訪問看護等)の充実 ・困ったときいつでも(毎日24時間)相談できる人(地域定着コーディネーター等)の確保 ・寂しいときいつでも相手をしてくれる人(傾聴ボランティア等)の確保 ・地域活動の代行ボランティア(回覧板・町内会費・地域清掃当番等) |

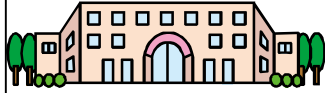
地域の中で困っていること

あったらいいなと思うこと

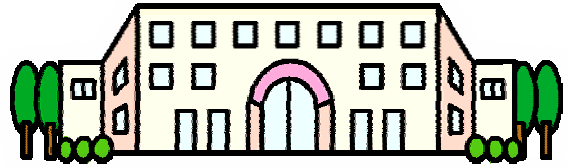
1

緊急時、休日などに利用できる施設、重度の障がい者を受入れる施設が少ない。

短期入所・生活介護
土日 休み！ 空きなし！！



緊急時、休日、長期休暇時、どんな方でも受入れる施設が欲しい



2

退院後、アパート暮らしをしたいが、保証人がいない。



公共サービスだけでは一人暮らしをするのに不安。

安心して一人暮らしができるようなサポートが欲しい



3

土日でも平日もバスや電車の便が悪くて大変。



移動のお手伝いが充実して欲しい



4

今の場所が分からなくて、家に帰れない。



知的障がい・視覚障がい

事業所や地域から協力をもらいながら安心して外出したい



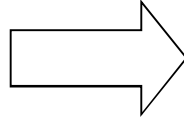
地域の中で困っていること

あったらいいなと思うこと

5

仲間や異性と
出会いたい。

介護が必要だけど、
高齢者施設だと話
が合わなくて…。

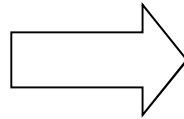


土日も友達と集える場所がほしい



6

安易にハンコは
押したくない！！

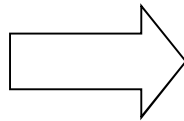
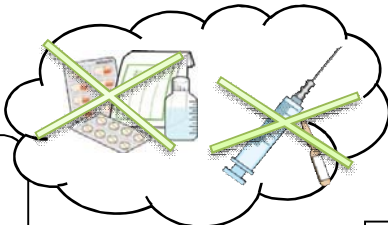


身近に、各種申請や手続きを
代行するサービスがあったらいい



7

きちんと、お薬飲
めてるかなあ。土
日も心配だわあ。



在宅生活継続のために、
お薬管理など訪問医療サービスの充実と連携

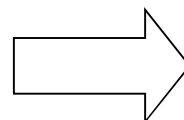


8

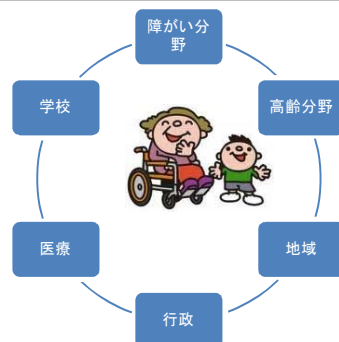
制度間、関係機関での
連携が不十分

自立支援法

介護保険法



継続・連続された支援が必要



障がい者地域自立支援協議会 北 区 事項報告

開催日

平成25年2月25日

| | |
|------|---|
| タイトル | 第4回 北区障がい者地域自立支援協議会【協議】 |
| 検討内容 | <p>『地域の受け入れ先の確保』について</p> <ul style="list-style-type: none">・第3回北区自立支援協議会からの継続審議事項・20～30代は比較的、夜間は施設入所のような支援・日中は就労系のサービスを希望・意思表示が困難な方の家族は、現在は在宅、家族に何かあった時に施設入所を希望・「自宅・病院よりグループホームで生活がしたい」、本音は一人暮らしで手厚いサービスを希望・北区としてニーズ調査を計画(本当に利用したいサービス・本当に必要としている人数等) <p>○次回以降(平成25年度)に具体的に調査方法・内容を検討するため継続審議とする。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 東区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月21日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 身寄り(保証人)のいない障がい者の入院, 手術の同意について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>30代女性, 療育手帳</p> <p>一人暮らし</p> <p>生活保護受給, 障害基礎年金2級</p> <p>平日は, 地域活動支援センターへ通う。</p> <p>母親への暴力, 家族を奴隷のように従わせる, 利用施設で職員を一人占めする等の不適応, 経済観念・世間常識の欠如がある。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>検診で初期の子宮頸癌が見つかり早く手術をした方がいいと説明を受ける。</p> <p>病院では, 身元引受人・夜間等何かあった場合に駆けつけてくれる人2名の連絡先が必要で, それがないと手術も入院もできないといわれる。</p> <p>今回は, 保護課から両親を説得してもらい, 本人には内密という条件で, 身元引受人・金銭等の保証人となってもらった。</p> <p>夜間等何かあった場合に駆けつけてくれる人2名には, 両親はならないため, 相談員と事業所の連絡先を提示する。</p> <p>【検討課題】</p> <p>身元引受人・保証人がいない場合どうしたらよいのか。</p> <p>何かあった場合は, どこがどのように関わっていけばよいのか。</p> <p>本人の訴えに, 周りが振り回される傾向にある。本人の意に沿わないと暴れたりする。</p> <p>【検討結果等】</p> <p>病院では, リスク回避で同意を求める。身元引受人・保証人等は病院でまちまち。</p> <p>金銭・手術同意・死亡時の引き取りなど個別に調整がつけば必要ない病院もある。</p> <p>個室の利用について, 保護費からは出せないが, 生活が安定していれば自己負担で可能。</p> <p>福祉と医療の連携が必要。高齢者の場合も同じ。</p> <p>身寄りのいない人の医療や施設利用等について, システム化していかなければならない。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 東区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月20日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 身体障がい者と高齢者の世帯で、今後の家族全体の支援について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>本人: 50代, 上下肢不自由2級, 軽度の知的障がい, 生活介護を週3回利用。</p> <p>父: 80代, 要介護2(アルツハイマー)。日常生活は, 声かけ, 見守りで可能。デイサービスを週3回利用。</p> <p>母: 80代, 要支援2。足腰と心臓が悪いが, 家事や本人, 父の介護をしている。物忘れがあり, 自覚もある。</p> <p>子: 10代男, 高校3年生。買い物等の協力はしている。</p> <p>小学校3年生から特別支援学校(肢体不自由)に入って, 高等部を卒業。会社勤めをした。34歳で結婚, 翌年長男が出生, 間もなく離婚。だんだん足の動きが悪くなり離職し, 授産施設に通所, さらに悪くなり現在は生活介護に通所している。</p> <p>H24年8月までは, 短期入所と生活介護のみの利用であったが, ふらつきが多くなったことに不安を感じ, 母の介護に限界もあり, 通院介助, 入浴介護, 家事援助を入れた。</p> <p>H24年12月にさらに動きが悪くなり, 排泄面や転倒, やけどで皮膚状態が悪くなり, 訪問看護を入れた。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>高齢の母が, 家族全員の面倒を見ており, 体力的な限界を感じている。物忘れの自覚があり, 適切な判断をできる家族が不在。</p> <p>障がい, 高齢など, 多重の支援が必要な世帯が多い。</p> <p>施設は, 情報を持っている。(本人, 父, 母もそれぞれの思いがある。)情報共有し, 役割分担が必要。</p> <p>病気とADLとの把握が合っているのか。(今後の進行度合いを医師に聞く。)</p> <p>障がいと高齢(介護)との橋渡しが必要。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 中央区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年10月31日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 長年家族の抱え込みのなか生活してきた男性の自立について |
| ケース情報 | <p>40代男性。療育手帳B。障害程度区分3。障がい年金2級。 父、母、兄、姉</p> <p>○身体面は特に問題なし。 ○保清についての意識が低く、排泄後処理、入浴、洗体、洗髪等うながさないと全く行なわない。 ○会話の内容は幼く、調子が良いと、「〇〇ねえ、ベトナムに行ってるの〜。」「〇〇ねえ、上海行ってるの〜。」と一方的に話しかけてくる。 ○金銭の計算は困難。 集団での体験がない 現在も他人とのかかわりがほとんどない。昔、A施設にてショートを経験あるも、逃げ出した。</p> <p>○近隣の女性から相談あり。母が入院し、高齢の父のみで本人の面倒をみている。 ケースワーカーの調査を受け、父が一番難儀していた入浴介護のサービス利用につながる。 ○母が退院。横浜に住む姉も帰省時面談。母は、本人の今後を考え他者との関係構築へのステップを勧めめるが、断固拒否。 ○父は、本人と母の支援に疲れきっているが、新規の試みにパニックになる母を気遣い、不本意ながらも母の希望を通してしている状態。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>○ケース連絡会議で上がったことにより、他の機関が連携して支援できた。 ○入浴介助は訪問支援以外に地活Ⅱ型のお風呂を利用し、他者と触れる機会をつくってみてはどうか。 ○父が入所を希望しているが、喫煙していると施設入所は難しいことが多い。高齢者分野も喫煙者の入所を断る施設がある。 ○近隣トラブルのケースは、例えば施設利用者であれば、親以外であるスタッフから注意し、一緒に後始末をすることで繰り返さないよう支援している。このケースも本人と一緒に後始末をすることで理解につながるのではないかと。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 中央区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年10月31日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 家庭に適応できない児童支援について |
| ケース情報 | <p>10代男性。精神保健福祉手帳2級 アスペルガー障がい</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD M1[母] --- F1[父] M2[母] --- F2[父] M1 --- C1[19] M1 --- C2((15)) M2 --- C3[18] M2 --- C4[18] M2 --- C5[15] M2 --- C6[15] </pre> </div> <p>○学校では問題行動等一切なし。 ○家庭や祖父母の家ではフラストレーションがたまって暴れることがある。</p> <p>○児童相談所から相談。 中学校特別支援学級の生徒が不登校になっている。 家が嫌で燕の祖父母の家に行っている。</p> <p>○県立病院へ入院(1か月の期間限定)。 ○ケース会議。</p> <p>●在宅は？●祖父母の家は？●血のつながった兄と一緒にアパート暮らしはどうか？●児童施設はないか？●新潟学園, タイム等は無理か？ ●障がい者施設はないか？</p> <p>→ 様々な支援を検討するが, 本児の支援に該当するものが見つからない。</p> <p>○児童相談所で一時預かり(3か月) ○県立病院へ入院</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>○本人の不適應行動と家族の思いが中心に語られている。本人の気持ちへの寄り添いがどこまでできているのか？</p> <p>○誰の考えを一番にすえて支援を考えるのかの検討も必要。</p> <p>○家庭での対応の不適切さもあるのではないか。家族アプローチが必要。</p> <p>○サービス提供だけで解決はできない。</p> <p>○児相を中心に今後の進路も含めての検討が必要ではないか。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 中央区 事項報告

| |
|-----------|
| 開催日 |
| 平成25年2月6日 |

| | |
|------------------------|--|
| タイトル | 行動障がいのある障がい児と、共働きで多忙な両親に対する支援について |
| ケース情報 | <p>10代女性。療育手帳A 食事:自力で摂取可能だが、自宅だと気分が乗らないと食べないことがある。 排泄:学校では定期的にトイレに誘い、見守り。自宅では立って排泄をしたり、大量に紙を詰まらせたりするため、介護者がその都度見に行く。夜間とスクールバス乗車中は紙パンツ着用。 入浴:全介助 移動:突発的な行動が頻繁にあり、屋内、屋外ともに目が離せない。 父が服薬等に否定的。</p> <p>父、母、妹、祖母と同居。父:不動産関係の仕事.母:派遣の仕事 妹:小学生 祖母:無職(パーキンソン病 身障手帳2級 要介護2)</p> <p>・放課後支援事業利用中、特定の児童への他害が頻回で、本人と支援員1人が別室の対応になっている。 ・父、利用申込みの締切を守らない、事業所に対し急な予定変更などをするといったことが多々あり。</p> <p>《サービス事業所から》父の負担軽減のためにも相談支援事業所が間に入り、サービスの調整を行ってほしい。との要望。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | <p>○サービス利用のルールを守らない点は、サービス提供している事業所が、その都度利用者又は保護者に説明していくべき。相談支援が入るところではない。</p> <p>○現在入っているサービス量では計画相談では立てられない。 本来の適切なサービス量の形で家族が納得しなければ、計画相談は入れない。</p> <p>○特定の子どもへの他害については、学校がどう考えているのか学校を巻き込む必要がある。進路についても、学校が主になって動くべきではないか。</p> <p>○家族に関わる関係者が多数いるので、情報の集約をしていく必要があるのではないか。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 中央区 事項報告

| |
|-----------|
| 開催日 |
| 平成25年2月6日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 同居者からの虐待でストーカー規制法により保護されるが、その後同居者の子どもを妊娠した女性について |
| ケース情報 | <p>30代女性。療育手帳B。サービス受給なし。同棲男性(40代)からの身体的, 性的, 精神的暴力として訴えあり。</p> <ul style="list-style-type: none">・DVケースとして警察, 県婦人相談所が初期対応していたが, ストーカ規制法の対象となり, 対象者保護の強制力が弱くなり, 障害者虐待防止法で対応したケース。・相談の過程で本人が, 虐待者である男性の子どもを妊娠したことが判明。(妊娠日は騒動の後) <p>本人は「男性から離れたい」と口にはしているが, 関係は続いている。 男性は認知する意思はない。 ・本人の気持ちがとらえきれないが, 本人もどうしたいのかその都度意見が変わっていき支援の方向がみえていない。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <ul style="list-style-type: none">○子どもを産むかどうかの最終決定は本人だが, 周囲で子育ての大変さを伝えても理解できないのでは。○多くの人が, 本人の行動で振り回されることが分かっていない。また分からせることもむずかしい。○具体的な状況が生じないと分からないし, 分かろうとしない。黙っていることがうまく行っていることを体感している。○支援者の誰かが, 男性と接触することも必要である。 |

福祉サービスでの代筆・代行について

【福祉制度】

| | |
|-------|--|
| 家事援助 | 家庭内での郵便物・回覧板等の代読, 手紙アンケート等の代筆, 手話, 要約筆記等支援 |
| 通院等介助 | 病院, 官公署への受診・訪問介助, 手続き支援 |
| 同行援護 | 視覚障がい者の外出時における必要な支援(代筆等含む) |
| 移動支援 | 社会生活上必要不可欠な外出支援 |

◇事務連絡 平成21年7月10日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

「ホームヘルプサービス事業実務問答集」
(平成9年7月厚生省老人福祉計画課・障害福祉課・エイズ疾病対策課(抜粋))

視覚障害者や聴覚障害者に対する家事援助には以下のようなサービスも考えられます。

・コミュニケーション介助

郵便物・回覧板等の代読、手紙・アンケート等の代筆、手話、要約筆記等

・掃除補助

利用者が行う掃除の出来具合の確認等

・洗濯補助

利用者が行う洗濯の仕上がりの確認等

・買い物同行

スーパー等での鮮度・賞味期間・価格等の確認・助言、連れてきている幼児の安全確認等

・育児支援

哺乳、乳児浴、乳児の健康把握の補助、言語発達の支援、保育所・学校への連絡援助等

◇介護保険マニュアルQ&A

《訪問介護》

Q 3 1 視覚障害者への訪問介護サービスにおいて、現在家事援助（買い物、調理など）と郵便物等書類の代読や代筆などを行っており、家事援助としてサービス費の請求を行っていますが、これを複合型として請求できないでしょうか。

A 3 1. 代読・代筆は、利用者の身体に直接接触せず、また利用者とともに行う自立支援ではなく、また専門的知識・技術をもって行うサービスではないため、身体介護には該当せず、また、日常生活上常に必要となる行為ではないため、**それのみでは家事援助にも該当しません**。このようなケースの場合には障害者施策において対応してください。

【銀行の手続き状況】

| | 視覚障がい者 | 肢体(上肢)不自由者 |
|------|--|---|
| A銀行 | 本人の意思確認をし、代筆を認める認めないはケースバイケース。個別判断を行う。代理人届、代筆承認をもらうこともある。同一世帯の親族は、「代理届」を出していれば本人がいなくても可。市職員が同行であれば可。 | |
| B銀行 | 本人が判断できることが大前提。本人の意思、ヘルパーの身分証明書を確認し、代理人届を提出して可。 | 本人の意思が確認できるかどうかでケースバイケース。脳性麻痺の場合は、意思確認で困難を要することがある。 |
| C銀行 | 行員2名で対応。復唱し、本人に確認して手続きを行う。(ヘルパーの代筆はない) | 氏名と金額の記載が必要。高齢者と同じ対応を行う。家族代筆であれば可。(ヘルパーの代筆はない) |
| D信組 | 本人とヘルパーの身分証明書を確認し、代筆可。 | 本人から書いてもらうことが基本。どうしてもだめな場合は、個別に対応。(視覚障がい者と同じ扱いで対応することもあり) |
| E信金 | ヘルパーの身分証明書(免許書)と障害者手帳のコピーで代筆可。 | |
| Fバンク | 本人の意思確認ができれば可。(ホームページで対応状況を説明) | 寝たきりでも職員が訪問し、本人確認ができれば可。 |
| G銀行 | 上司に判断を仰ぎ、必要と認める場合局員が本人に代わり代筆。 | |

成年後見人ができないこと

成年後見制度は、本人（成年被後見人）の「財産管理」と「身上監護」をその事務範囲とし、以下の事項はできません。

1 本人の日用品の購入に対する同意・取消

本人が生活するために必要な食料品や嗜好品その他の日用品の購入は、成年後見人等の同意を必要とせず、取り消しも不可。

2 事実行為

本人に事実行為の必要が生じたときには、障がい福祉サービスや介護保険制度を利用し、ヘルパーなどの専門家に委ねる。

（食事や排泄等の介助や清掃、送迎、病院等への付き添い等）

3 医療行為への同意

病気や怪我を治療する行為、予防接種や歯科治療など比較的簡単なことから、手術や延命措置等の同意はできない。

説明:判例の分かれるところ → 医師が医師法の下で行うべき

4 身元保証人・身元引受人・入院保証人等

福祉施設入所契約等の、身元保証人・身元引受人・連帯保証人の就任はできない。入所費用の支払いをし「身上監護」の事務を行うのみ。

説明:首都圏では死後の後処理を行うNPOが立ち上っている。

新潟は何処が手を挙げる？

5 居住する場所の指定

福祉施設等の入退所に関する契約をする権限はあるが、実際の入退所については、本人の同意が前提であり強制することはできない。

日常生活用具給付制度について

【論点】

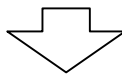
新潟市は、日常生活用具の取り扱いを給付のみで行っているが、介護保険のようなレンタル制度を必要とするか？

- 厚生労働省の勉強会（資料2）でレンタル方式の導入について協議されており、メリット、デメリット等明示されている。
 - 制度的には可能。
- 全国では、レンタル方式を行っている自治体がある。
 - 運用実績あり。
- 介護保険該当者（65歳以上の1号保険者、40歳以上の2号保険者）からは、レンタルではなく、給付の要望が多数寄せられる。
 - レンタルの需要はどのくらいあるのか。

補装具では、修理不能の証明書、必要性を記載した医師の診断書等で、耐用年数に満たなくても補装具の支給決定を行う例外規定がある。

この例外規定を日常生活用具に準用できるか？

- 補装具は更生相談所で判定を行うが、日常生活用具は各区の判断となる。
 - 運用が各区でバラバラとなる可能性がある。
- 日常生活用具は取扱件数が多数あるため、事務取扱が複雑化する。
 - 例外判断に時間を要する。



福祉用具は、S24年の身体障害者福祉法で障害者支援を目的に制度設計されたが、介護保険制度の施行により器具の性能は日新月歩の進化をしている。旧態依然の耐用年数では技術の進歩に大きな後れをとる。

日常生活用具の基準は市町村で行えるので、**レンタル制度を導入すべき**

障がい者地域自立支援協議会 江南区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月22日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | スポーツ(主にプール活動)に対応できるガイドヘルパーの要望について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>30代女性。上下肢不自由1級。父・母。四肢麻痺で車イス。更衣等一部要介助。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師の指示で健康維持のためガイドヘルプを利用し、プールに行っている。 ・重度の四肢麻痺で更衣介助も必要なため、同世代の女性ヘルパーを希望。 ・全身性障害者移動支援従事者登録者が少ない。(市内では2箇所、計5名) ・上記条件では1名のみでスケジュール調整が困難。 ・プール利用頻度(夏2回/週, 秋春1回/週, 冬1回/月) ・サービス事業所内でも対応可能なヘルパーは一人のみであり、負担を感じている。 |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>◆スポーツに対応できるガイドヘルパーの登録の増加を望む。</p> <p>(意見, 感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・潜在的に対応できる人がいると思うが、事業所が把握していない。 ・プール内での支援の経験がなく、知識や技術に自信がない。(心理的負担の軽減が必要) ・事故のリスクを恐れプロフィールに記載しない。(心理的負担の軽減が必要) ・講習会等知識習得の機会がない。 → 新潟県障害者交流センターで来年度実施予定。 ・研修費用がかかる。 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 中途障害者の方の社会参加の必要性 |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>50代男性。脳梗塞により上下肢不自由。介護保険要支援2。</p> <p>母(心疾患, 大腸手術あり)・弟(就労)・おじ(身体障害者手帳保持者, 相談者。)</p> <p>トラックの運転手だった。</p> <p>同じ疾患の友人の訪問や地域の集まりには時々参加。積極的には話はしない。</p> <p>今年4月より運転再開。(主治医からは控えるよう言われている)</p> <p>リハビリには積極的であり、散歩にも出る。</p> <p>交友関係の拡大, 社会参加には消極的。ただし、友人の自宅訪問や地域の集まりに参加することはある。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>◆日中一人での生活を続けていってよいのかどうか, 社会参加の場をなんとかしてあげたい。</p> <p>◆母親も高齢のため今後家事援助の必要性がある。</p> <p>◆現在就労への意欲はないが, 就労意欲への支援が必要か。</p> <p>(意見, 感想)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・40代50代で中途障害になると今までの概念があるためなかなか施設・作業所にはほとんど人は行きたがらない。 ・福祉サービスにとらわれず、ご本人が活動できる場もあるので、それらの社会資源にも着目したい。 ・ご家族・支援者の意向もあるが、何よりご本人の希望(ニーズ)をもって、生活プランを検討していけると良い。 |

障がい者地域自立支援協議会 江南区 事項報告

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | ひきこもり 1 |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>10代男性。療育B。ADHD。父・母・妹・弟。兄2人は家をでている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校1年時, 進路学習に参加できなかったことが不登校のきっかけとなる。 ・将来の夢や進路, ひとりだちということに抵抗を示す。 ・受け入れる言い方がある。(例)「仕事」→×・「手伝い」→○, 注意や叱責は× ・友達とはカードゲーム <p>【両親の気持ち】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登校してほしいが, 不登校を半ば容認的。 ・学校への対応が消極的になった。(電話連絡後の対応時間, 家庭訪問, 進路相談) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <ul style="list-style-type: none"> ◆自宅に居ながら他者との関わりを持つ有効な手立てはないか。 ◆地域社会との関わりをどう育てていくか。 ◆本人の自立に向けた支援をどのように行うか。 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスとしては, 移動支援, 日中一時支援, 放課後等デイサービスなどが考えられる。 ・ヘルパーと関係をつくってはどうか。 ・グループで移動支援はどうか。 ・家族と意思統一し, 家族ぐるみで取組む。 ・学校に行かなくても困り感が家族にないなか, なかなか支援が難しい。いかに家族を巻き込むか。将来のことを考えてもらうか。 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | ひきこもり 2 |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>10代男性。療育B。父・母・兄・妹2人・祖母(精神3級, うつ病)</p> <p>母は, 自分の母親が佐潟荘から退院し, 面倒も見ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学時から不登校, 特別支援学級。中学時は, 2年まで普通学級で2年2学期から不登校, 3年は特別支援学級。高校1年6月から不登校。 ・自室で過ごすことが多い。昼夜逆転気味。自分の気持ちや考えを伝えることが苦手。 ・人と関わることが苦手。ストレスを溜め込む。不安定になると, パニックになり, 自傷行為や家族に暴力をふるう。暴力的ゲームを好み, 以前自室にのこぎりやかなづちを置いた。 ・登校しても2~3分で別室に行き, 担任と話をする。 ・母親は学校に対する不信感あり。(本人への理解, 連携が取れていないなど) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <ul style="list-style-type: none"> ◆父・母をサポートするための家庭への支援のあり方 ◆江南区関係機関との情報の共有 <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母親がたいへんだということを知ってほしいという話を聞いてやる。(医者も本人のことをわかってくれないという不満があるようだ。) ・本人が得意なものをやらせるなど, 学校に来る目的を変えてやるのはどうか。 ・先生と違う人が話しをするのはどうか。 ・学校に行きたくないとはいっても, 必ず父に連れられて学校に登校するという事は, 学校を全て拒否というわけではないのでは。先生との関係で自分の殻を破れないのかもしれないのでは。 |

障がい者地域自立支援協議会 江南区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月28日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>◎障がい福祉担当係長会議の報告</p> <p>◇グループホームについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在江南区内で、GH・CHの入居希望者はどれくらいいるのか、意向調査が必要ではないか ※他区では意向調査をしているところもあるようだ。 ・GH・CHの希望者は江南区内に資源がないため、他区へ出て行かなくてはならない。 ・今後、江南区の地域課題として取り上げて課題解決に向けて検討する必要がある。 <p>◇新潟市就業支援センターに関する意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業に関してはハローワークなどたくさんある。生活面を重視してほしい。就業と生活は一体である。離職する理由として、生活面での乱れの部分が多い。 ・学校としては、生活面ができないなら他の方法を考えるので、役割をハッキリしてほしい。 ・就業支援をするところが多い割には、なぜ就業に結びつかないかの根本的な部分の分析ができていないのでは。 <p>◇委託相談支援事業所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業支援センター構想や認定区分更新調査、卒業時の計画相談導入など、委託相談支援事業所にかかる負担が大きくなっているのでは。基本各区に1～2名の体制のなか委託相談事業所ができる仕事量などを、精査した方がよいのではないか。 |

障がい者地域自立支援協議会 江南区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月28日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | <ul style="list-style-type: none"> ・中途障がい者の受け入れと支援体制 ・相談窓口としての支援体制の見直し等について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>30代, 男性。 【家族環境】・妻と子ども2人。妻が家計を支えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に首が曲がっている状態。まっすぐ歩けない(酔っているような歩き方)。 ・食べこぼしがあり, 人前で食べることができなくなった。 ・上司との関係などで疲労とストレスがたまり体調を崩し, 西新潟病院に入院し, 痙性斜頸と診断され, 現在自宅療養中。 ・病院からは医療としてすることはないといわれ, 福祉サービスの利用を勧められたが, 手帳を取ることは家族に迷惑がかかるので取りたくない。 ・妻が家計を支えており, 迷惑をかけられないので, 自分で治して早く社会復帰したい。 ・家族とも孤立し, ひとりで病気と向き合わざるを得ない厳しい在宅での生活で, 孤立や不安からうつ状態であった。 <p>【本人要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首が曲がっていることをその都度第三者に指摘してもらうことが, 改善効果があると聞いているので, そういうリハビリができる施設を探している。 ・手帳(身体)を取る事には抵抗がある。家族も, 子どもに対しての影響等から望んではいない。現状の環境のままリハビリに取り組み, 仕事に復帰してほしいとのこと。 <p>【検討課題】</p> <p>①ご本人の障がい特性、家族を含む生活環境等への理由から一事業所での対応が難しかった。 →このような中途障がい者のケース事例については、どのような留意点また支援が適切か？ また、それらに対応できる福祉サービス(社会資源はあるか？)</p> <p>②区役所から紹介があり、相談の電話が事業所へあったが、ご本人へは相談事業所を紹介する段取り(同席での面談)は組んだものの、その後本人からの連絡がなく、また連絡先も聞いていなかった為、結果的に支援が途絶えてしまった。 →相談窓口(相談支援)として今後見直し・検討すべきことは何か？</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご本人の症状の安定、またリハビリに対しての意欲については、ご家族からの理解(状況の受容)が必要である。 ・リハビリ訓練については、身体機能の回復への効果、仕事復帰という目標達成については不明であるが、少なからず現状のご本人に対しては、生活に対する動機付けにはなると考える。 ・地域活動支援センターの窓口は広いが、オールマイティーではない為に、今回のようなケースについては、ご本人の意向に沿って支援ができる適切な環境作りから検討する必要がある <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報のない中、紹介という形で相談の電話が入ってしまうと対応に苦慮する。 ・ご本人にとっても同様の内容を繰り返し伝え、また一からの相談になる。 ・初回相談を受けた方(事業所)が支援を繋ぐ作業を行わなければならないのではないかと。 ・早い段階での相談支援事業所の介入を進めていきたい。 |

障がい者地域自立支援協議会 江南区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月28日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | ・子どもが入所している施設に対するしつこい要求 |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>40代女性。精神手帳2級。子どもは重度の知的障害児で施設入所。家族の協力は少ない。医師から薬は眠剤しか飲んでいない様子。躁の状態が1年くらい続いている。</p> <p>当初(H15)、子どもへの飲酒疑いで市民病院搬送され、市民病院より通報あり、児童相談所から保健師が関わる。時折一時保護あり。</p> <p>子どもと住みたいという要求が強くあり、子どものいる施設職員に対し個人的誹謗中傷のメール、事務長にラブレター的なメールを何度も送るため、このような状態では子どもを返すことはできないと説明。</p> <p>児相と区役所ケースワーカーの付き添いのもと施設に面会へは定期的に行く。(月2回程度。)</p> <p>【検討課題】</p> <p>・ご本人の情緒の安定(行動の安定)に向けて、どのような支援が考えられるか。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>・子どもを地域の福祉サービス(日中活動系)に通わせたいとの相談があった。そのご家族の経過をある程度把握していた為に現状の整理を行い、ご本人の希望に向けて解決すべき課題等の話しをするに留まった。</p> <p>・ご本人の意向(気持ちの支え)に応えるものとして、現在入所している施設にて、母子で過ごせる時間(宿泊体験等)を持つ事はどうか。リスクを解決しての実施とはなるが、ご本人の情緒の安定に繋がる可能性もあるかと思う。</p> <p>※1年くらい躁状態が続いていたが、最近落ちてきたのか、面会をキャンセルすると言ったり、ずっと施設で面倒見てほしいなどと言うようになったため、様子を見ることにした。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 秋葉区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成24年12月4日 |

| | |
|------------------------|---|
| タイトル | 経過報告 |
| ケース情報 | 1. 計画相談支援の進捗状況など 2. 重症心身障害児等の近況 |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | 1. 計画相談支援の進捗状況…別紙1 (1) 5件/月(新規+区分更新者)を目標に進行中 ①平均3回訪問(家族、事業所等との調整)→人員体制(兼務)負担大。 ②計画の質vs件数 (2) 参考意見: 介護保険(包括支援センター)の現状 ①平均2~3回訪問 訪問1→計画作成(1~2時間)→訪問2→(訪問3) ②計画の質(計画ありきで作成しない。支援の必要性を重視。) (3) 次回区協議会で中間評価 2. 重症心身障害児等の近況 (1) ケース1: 保育園入園に向け準備 (2) ケース2: 就学に向け情報収集 (3) ケース3: 児童発達支援利用に向け準備 (4) その他: 緊急時の短期入所に係る情報提供 静岡県富士市/富士宮市の通所施設による24時間支援の取り組み紹介 |

| | |
|------------------------|--|
| タイトル | 就労支援の現状と課題 |
| ケース情報 | 1. 一般就労と障がい福祉サービス 2. 特色ある区づくり事業「障がい者職場実習事業」 |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | 1. 一般就労と障がい福祉サービス (1) 就労支援WG報告…別紙2 (2) 就労移行支援について (3) 意見交換まとめ ① 一般就労の様々な形態と課題 短時間勤務、就職後のアフターケア、障がい福祉サービス併用 ② 就労移行支援サービスの役割の再確認と課題 訓練に特化した手厚い体制。精神障がい者の施設がない。 ③ 就労移行支援の利用期間延長について(標準2年+1年)+1年? 延長に際して公平性を担保するために客観的な意見を求める。 今後、具体的なケースを用いて仕組みや対象者の基準など検討。 2. 特色ある区づくり事業「障がい者職場実習事業」…別紙3 (1) 各施設とも就労支援の1ステップに位置づけ参加、協力。 施設→実習(区事業)→実習(企業)→…就職 (2) 平成26年度以降の方向性に係る参考意見 ① 継続 ② 参加者のレベルに応じた実習場所の提供(評価シート見直し) |

自立支援センターまんにち(秋葉区)

2012.11月末

別紙1

| | | H24年 | | | | | H25年 | | | |
|----|----|------|----|----|----|-----|------|-----|----|----|
| | 継続 | 新規 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 |
| 1 | ○ | | 計画 | モ | モ | モ | モ | モ | モ | モ |
| 2 | | ○ | 計画 | モ | モ | | | | | |
| 3 | | ○ | 計画 | モ | モ | | | | | |
| 4 | ○ | | | | 計画 | モ | モ | モ | モ | モ |
| 5 | ○ | | | | 計画 | モ | モ | モ | モ | モ |
| 6 | ○ | | | | | 計画 | モ | モ | モ | モ |
| 7 | | ○ | | | | 計画 | | | | |
| 8 | | ○ | | | | 計画 | モ | モ | 更新 | |
| 9 | ○ | | | | | | 計画 | モ | モ | |
| 10 | ○ | | | | | | 計画 | | | |
| 11 | ○ | | | | | | 計画 | | | |
| 12 | | ○ | | | | | 計画 | モ | モ | |
| 13 | | ○ | | | | | 計画 | | | |
| 14 | | ○ | | | | | 計画 | | | |
| 15 | ○ | | | | | | | | | |
| 16 | | ○ | | | | | | | | |
| 17 | ○ | | | | | | | | | |
| 18 | ○ | | | | | | | 計画 | | |
| 19 | ○ | | | | | | | 計画 | | |
| 20 | ○ | | | | | | | | | |
| 21 | ○ | | | | | | | | | |
| 22 | ○ | | | | | | | | | |
| 23 | ○ | | | | | | | | | |
| 24 | ○ | | | | | | | | | |
| 25 | ○ | | | | | | | | | |
| 26 | ○ | | | | | | | | | |

18 8

16

親和福祉会障害者相談支援センター(秋葉区)

| | | H24年 | | | | | H25年 | | | |
|----|----|------|----|----|-----|-----|------|----|-----|----|
| | 継続 | 新規 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 1 | | ○ | 計画 | モ | モ | 更新 | | | | |
| 2 | | ○ | | | 計画 | モ | モ | | 更新 | |
| 3 | | ○ | | | 計画 | モ | モ | | | |
| 4 | ○ | | | | | 計画 | | | | |
| 5 | | ○ | | | | 進行中 | | | | |
| 6 | | ○ | | | | 進行中 | | | | |
| 7 | | ○ | | | | 計画 | モ | モ | | |
| 8 | | ○ | | | | | 進行中 | | | |
| 9 | ○ | | | | | | 進行中 | | | |
| 10 | ○ | | | | | | 進行中 | | | |
| 11 | ○ | | | | | | 進行中 | | | |
| 12 | ○ | | | | | | | | | |
| 13 | ○ | | | | | | | | | |
| 14 | ○ | | | | | | | | | |
| 15 | ○ | | | | | | | | | |
| 16 | ○ | | | | | | | | | |
| 17 | ○ | | | | | | | | | |
| 18 | ○ | | | | | | | | 進行中 | |
| 19 | | ○ | | | | | | | | |

11 8

5

わかばの家(江南区)

| | | H24年 | | H25年 | | | | | | |
|---|----|------|-----|------|----|----|----|----|----|----|
| | 継続 | 新規 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
| 1 | | ○ | 計画 | モ | モ | モ | モ | モ | モ | モ |
| 2 | ○ | | | 計画 | モ | モ | モ | モ | モ | モ |
| 3 | ○ | | | 計画 | | | | | モ | |

2 1

3

秋葉区障がい福祉意見交換会「就労支援」について（まとめ）

1. ケースの現状と課題

| 職種／勤務日数 ／業務内容 | 経緯 | 障がい福祉サービス (利用目的) | 課題など |
|----------------------------|-------------------------------|------------------------------|---|
| 1 飲食業 3日/週 調理補助等 | 入院→地活→区臨時→就B →就職/就B→・・・→就職 | 就労継続支援B型 (相談/日中活動) | ①勤務日数3日/週→4日/週 ②サービス終了(H25年2月末) →相談支援体制の不安 |
| 2 高齢介護施設 5日/週 配膳・清掃等 | 特別→就B→就職/就B | 就労継続支援B型(工賃) 日中一時支援(日中活動) | ①勤務時間(4時間/日)最賃 午前施設→午後就労12~16時 ②工賃のためのサービス利用 |
| 3 飲食業 1~2日/週 ホール①・② | ①特別→就B→区臨時→移行→就職 ②就職→移行→就職 | 就労移行支援出身 (現在サービス利用なし) | ①勤務回数増(スキルアップ) ②雇用側の状況変化への対応 ③就労系サービスの再利用/再訓練 |
| 4 未就労 | 特別→ 移行(2年)→移行(延長1年)→ | 就労移行支援 標準2年+延長1年 | ①利用期間(最長3年?) ②サービス継続の可否 対象者の基準作り/審査 |

※ 地活：地域活動支援センター、就B：就労継続支援B型、移行：就労移行支援、区臨時：区役所パート、特別：特別支援学校

2. 就職後のアフターケア

本人の状態、環境が変わったときにスキルアップ/維持/回復の支援が必要

| | 方法 | メリット | デメリット |
|---|---------------------------|--------------------|------------------------------|
| 1 | 障がい者就業・生活支援センター ジョブコーチ | 勤務先で訓練できる。 | 圏域広大、登録者多数 →困難事例以外の対応困難 |
| 2 | 福祉サービスのみ | 極め細やかな対応可能。 | ①利用先の選択肢が不足(秋葉区内) ②退職 |
| 3 | 福祉サービス併用 | 現状のままで、極め細やかな対応可能。 | ①利用先の選択肢が不足(秋葉区内) ②定員(新規) |

区づくり事業「障がい者職場実習事業」検証及び今後のあり方

(1) 事業概要 別紙チラシ参照

○事業期間：平成23年度～平成25年度（予算要求中）

○平成26年度以降の事業実施は、未定。現事業と同様の内容では実施不可。

(2) 現状の確認及び意見・要望

| 施設名 | サービス 就職／参加 | 派遣基準／条件 | 工賃 | フィードバック | 事業 継続 | 意見・要望など |
|------|-----------------|--------------------------------|----|-----------------------------------|----------|---|
| けやき | 就労移行支援 6／18人 | 就労移行支援利用者 の中から一定の基準 で派遣。 | 分配 | 評価シートを活用 し、本人へ説明。 | 希望 | 専用スペースでの作業の他に、事務所内での実習を 希望。その中で報告／連絡／相談等が、普段施設で できていることが、いつもどおりできるか見たい。 |
| しんえい | 就労継続B型 0／13人 | 一般就労希望者 | 分配 | ケースバイケース で評価シートを活 用し、本人へ説明。 | 希望 | 地道ではあるが、経験を積むことで自信に繋がって いる。 |
| ほほえみ | 就労継続B型 4／18人 | 自力通勤、 指示どおり作業でき る。 | 全額 | 職員間で共有。 | 希望 | 異なる環境、他施設利用者との作業が良い刺激。 サポーターが半年ごとに交代。継続・専門的な支援 に課題あり。 |
| ぶどう | 就労継続B型 3／10人 | 自力通勤 | 全額 | ケースバイケース で評価シートを活 用し、本人へ説明。 | 希望 | 施設職員以外の人への指示で動くことに意義あり。 評価内容について、ハイテンション＝好調とは、限 らない。評価シートは自分で記入し、提出。 |
| いしすえ | 就労継続B型 2／15人 | 自力通勤、毎日参加、 比較的年齢が若い | 全額 | ケースバイケース で評価シートを活 用し、本人へ説明。 | 希望 | 評価内容について、ハイテンション＝好調とは、限 らない。 参加することで、新たな課題が見つかる場合あり。 |

その他

○各施設とも区づくり事業を就労支援の一つのステップとして、位置づけ参加・協力。

○派遣基準など各施設の実情に合わせて参加できる点を評価。

○サポーター（市臨時職員≠専門支援員）による実習評価。障がい福祉以外の事業者の障がい者理解の参考になる面もある。

障がい者地域自立支援協議会 秋葉区 事項報告

| |
|-----------|
| 開催日 |
| 平成25年2月4日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 経過報告など |
| ケース情報 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画相談支援の進捗状況など 2. 重症心身障害児等の近況 3. 特別支援学校卒業見込生の進路状況 4. 児童発達支援／放課後等デイサービス事業所の開設について |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画相談支援の進捗状況など 別紙1参照 2. 重症心身障害児等の近況(ニーズ) (ケース1)保育園通園の希望あり→体験保育実施、看護師募集(時期未定) (ケース2)訪問保育(子育て支援センター)の希望あり→(他区事例参考) (ケース3)児童発達支援通所の希望あり→H25年4月通所に向け計画作成 3. 特別支援学校卒業見込生の進路について (1)H25年3月卒業見込生の進路について状況報告 (2)来年度以降について 特別支援学校の進路検討部会での議論について報告など 4. 児童発達支援／放課後等デイサービス事業所の開設について LaLaスマイル(障がい児放課後支援事業)が、H25. 4月から 「児童発達支援」・「放課後等デイサービス」へ移行。 あわせて、「計画相談支援」(現:親和福祉会障害者相談支援センター)を実施 |

サービス利用計画の進め方(案)

※全利用者に対して平成27年3月末までに実施

1. 利用者数(H25年1月25日現在)

| 障がい種別 | 人数 | 備考 |
|-------|-----|----|
| 身体 | 64 | |
| 知的 | 224 | |
| 精神 | 68 | |
| 身体・知的 | 52 | |
| | 408 | |

サービスの例

「身体介護／家事援助」、「重度訪問介護」
「同行援護」、「行動援護」、「通院等介助」
「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行／継続支援」
「短期入所」、「施設入所支援」、「療養介護」
「共同生活援助／介護(GH/CH)」、
「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、

2. 優先順位とモニタリング回数

| | 種別 | 人数 | 備考 | 計画作成・モニタリング | | |
|----|---------------|-----|----------------|-------------|------|------|
| | | | | 期間 | 頻度/年 | 回数/年 |
| 継続 | ①～H23対象者 | 6 | | | 12 | 72 |
| | ②入所 (待機含む) | 9 | 待機者 | | | 0 |
| | | 86 | 施設入所支援、療養介護 | 3年 | 1 | 86 |
| | ③通所 | 237 | 生活介護、就労支援、GHCH | 1～3年 | 2 | 474 |
| | ④訪問系 | 70 | 居宅介護、短期入所 | 1年 | 2 | 140 |
| 新規 | 新規利用者 | 60 | 児童含む | 1～3年 | 2 | 120 |
| | | 468 | | 年 | | 892 |
| | | | | 月 | | 74 |

3. 進捗状況と見込み

| 年度 | 相談員 | 件/月 | 件/年 | 進捗率 |
|-----|-----|-----|-----|--------|
| H24 | 1.5 | 5 | 60 | 12.8% |
| H25 | 3 | 5 | 180 | 51.3% |
| H26 | 4 | 5 | 240 | |
| 合計 | | | 480 | 102.6% |

【平成27年3月末のイメージ】

秋葉区では、3～5人の相談員が、
新規のサービス利用者の計画作成に月平均2～3件携わりながら、
月平均15～25件のモニタリングをしている。
相談員一人が抱えるのは、約100ケース。

障がい者地域自立支援協議会 秋葉区 事項報告

| |
|-----------|
| 開催日 |
| 平成25年2月4日 |

| | |
|------------------------|---|
| タイトル | 虐待と疑われる事例のケース検討 |
| ケース情報 | ケース1: 知的障がい、男性、家族の不理解から支援が困難 ケース2: 知的障がい、女性、家族も障がいがあり支援が困難 ケース3: 知的障がい、女兒、母親の養育能力がなく支援が困難 |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | <p>1. ケース検討・グループワーク</p> 委員が3つのグループに分かれ、それぞれのケースについて下記検討 (1) ケースの課題 (2) どんな支援が必要か (3) 地域の課題はなにか |
| | <p>2. 発表(地域の課題)</p> <p>ケース1: 身体的虐待、放任の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員がきめ細やかな対応が困難(≠ケアマネ) ・秋葉区が新潟市高齢化率No.1 ・居住場所の選択肢が少ない(在宅 or GH or 入所) <p>ケース2: 経済的虐待の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人を含み支援の必要性を理解していない。 ・家庭内のキーパーソン不在。 ・本人以外の兄弟へのアプローチ方法がない。 <p>ケース3: (放棄・放任の可能性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秋葉区内に障がい児の入所施設等がない。 ・発達障害の母親が利用する場所(施設)がない。 ・送迎サービスの不足 |
| | <p>3. まとめ(3つのケースの共通点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭内に外部の目を入れることが重要。 ・本人及び世帯全体への支援、アプローチを模索。 |

障がい者地域自立支援協議会 南 区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月16日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 第3回 新潟市南区障がい者地域自立支援協議会 |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 第2回協議会の整理 (2) ケース検討 その1 (3) ケース検討 その2 (4) 事務局より連絡 |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <ul style="list-style-type: none"> (1) 前回到各委員から出してもらった自由意見をまとめ、協議会として取り組む内容を整理。 <ul style="list-style-type: none"> ① 一般に対して障害に対する理解を深めてもらうような活動 ② 地域の関係機関が一同に会する会議の開催 上記2点に絞って今後取り組んではどうか。 (2) ケース検討 その1 「勝手気ままに生活して、ずっと家で母が面倒をみているケース」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今後外部の援助を受け入れてもらうためにはどうすればいいか？ ・ 家事援助が支給されているが、直接本人の援助になっていない。父も家にいる。 (3) ケース検討 その2 「家族から厭われていて、ケアホーム入居を機に家族が距離を置くケース」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 何をもちて家族からの自立と考えるのか。 ・ 本人が家族から自立したいのか、家族のいる家に帰りたいのか、そこが明確でない。 ・ 作業によって得た収入を自分で管理したいという気持ちに育てることは大切。 (4) 事務局より連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援協議会全体会の報告 ・ サービス利用計画について ⇒現体制で、3年後すべての利用者にサービス利用計画をつけることは無理。 |

障がい者地域自立支援協議会 南 区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月15日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 第4回 新潟市南区障がい者地域自立支援協議会 |
| 検討事項 | <p>(1) 「障がいの理解について」</p> <p>(2) ケース検討 その1 ……前回検討したケースの現状について</p> <p>(3) ケース検討 その2 ……前回検討したケースの再検討について</p> <p>(4) ケース検討 その3 ……新規の検討ケースについて</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>(1) 前回協議会として取り組む内容を整理。</p> <p>① 一般に対して障がいに対する理解を深めてもらうような活動</p> <p>② 地域の関係機関が一同に会する会議の開催 上記2点に絞って今後取り組むことになっていた。 今回、各委員より障がいの理解を深めるために取り組んでいることを挙げてもらった。 その後、「障がいの理解ってどんなことをいうのか」という点をそれぞれから聞き、 漠然としたイメージを共有した。</p> <p>(2) ケース検討 その1 「勝手気ままに生活して、ずっと家で母が面倒をみているケース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まずはヘルパーに慣れてもらう。いつもで、どこでも排泄するので、その介助をする。 ・ ヘルパーの時間に限って、排泄しない。でも、少しずつヘルパーに慣れてきた。 <p>(3) ケース検討 その2 「家族から厭われていて、ケアホーム入居を機に家族が距離を置くケース」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土・日に世話人が入らない。 ・ 日曜日に日中活動の場がなく、実家に帰ると家族から煙たがられる。 <p>(4) ケース検討 その3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人が劣悪な住環境に困っていて転居したいが資金がない。生活保護は頑なに拒否。(築100年は経過する平屋に住み、屋根に大きな穴が開いている。ガスはない) ・ 本人は就労を目指しているが、理想が高くて適当な仕事はない。 ・ 親族に頼れるキーパーソンがおらず、他人の支援も受けたがらない。 |

障がい者地域自立支援協議会 西 区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月21日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 計画相談支援／基幹相談支援センターについて |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) 計画相談支援及び基幹相談支援センターについて意見交換 |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | ○ 計画相談支援について, 各区ごとに取扱いが違っている点があり, 困っている。統一できないか。 ○ 基幹相談支援センターについては, 継続して検討してほしい。 |

障がい者地域自立支援協議会 西蒲区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月14日 |

| | |
|-------------------------------|--|
| タイトル | 西蒲区 第3回自立支援協議会 |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | 1.新潟市障がい者地域自立支援協議会第9回全体会報告 2.平成24年度第1回西蒲区障がい当事者・団体・相談員意見交換会報告 3.進路調整会議(西蒲区)の報告 |

| | |
|-------------------------------|---|
| タイトル | 近くに身寄りのない人の支援について |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) 70代男性。金沢から10数年前に移住。年金で生活。アパートでひとり暮らし。二度の結婚歴があり、2番目の妻との子が緊急連絡先になっているが、金沢在住のため、日常生活の支援は同じアパートの住民や民生委員が行なっている。判断能力や理解力低下の原因、認知症の可能性も含めて、包括が専門医療機関での検査を検討。正常圧水頭症と診断され、1ヶ月間の経過観察の後、手術を検討。糖尿・高脂血症、腹部大動脈瘤術後、肺がん等のための通院の必要あり。 日常生活は今のところ自立しているが、調理ができず食事は偏っており、自室は散乱し汚れている状況。アパート住民の日常生活の支援や子が身元引受人になったことについて、すべてお金目当てだと快く思っていない。ヘルパーの利用については、以前トラブルがあったため利用を拒んでいる。通院手段や付添、受診結果の把握等についてどう対処したら良いか。 |
| 検討内容 ※区協議会での議論の概要など | 包括で定期的に訪問し顔つなぎを行って信頼関係をつくって、ヘルパー利用を勧める。地域の人と良い関係づくりを築くようにする。通院の手段については、実際に手を貸している人がいるので、支援を崩さない方がよい。 保健師も含めていろいろに関係機関が入るようにする。 本人が一番困っているところを探る。 |

障がい者地域自立支援協議会 西蒲区 事項報告

| |
|-------------|
| 開催日 |
| 平成24年11月14日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 利用者の意欲向上を図らせる関わり方について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>30代男性。知的障害, 障害程度区分2。アパートにひとり暮らし(交流は少ないが父の弟が身元引受人)。障害年金と工賃で生活。不足分は, 貯金の取り崩し。</p> <p>就労への願望が強い。民間企業に就労していたプライドがあり, 就労できない現状がおかしいと考えている。些細な事でカッとなる。就労先で従業員を殴って解雇された事あり。就労施設の無断早退及び欠勤あり。就労できないのは, 就労先へ支援センターの後押しがないせいだと思っている。</p> <p>注意された内容を理解できず, 否定された事を曲解して捉える傾向あり。不満を多様な機関に電話する。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>身近な目標を設定し少しずつクリアさせていく。 注意されている内容を理解していない可能性がある。1日1日の振り返りをする。低い課題を設ける。</p> <p>認められる所を作っていく。 ダメだということを前面に出さず, こうゆう条件がクリアできれば就労に結ぶつくが頑張れるか確認を入れる方法はどうか。夢をかなえるためこんな努力が必要であると言う思いで話す事が大事。</p> <p>施設の中で, 自分は一番出来ると思っ込んでいるが, 施設の評価は違う。介護ヘルパーの資格は取ったが(講習を受けさえすればもらえる資格), 実際には性格的にも介護の仕事には就けない。単純な作業の繰り返しの仕事でかつて辞めてしまった会社であれば紹介出来る。あとは, 本人の行く気があるかのみ。現在の彼を受容できる会社は外にはない。本人の気持ちを素直に聞いて, がんばっていつてみたらと声かけしてほしい。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 西蒲区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月20日 |

| | |
|----------------------------|---|
| タイトル | 第4回 西蒲区障がい者地域自立支援協議会 |
| ケース情報 | (障がい内容, 家族構成, 生活環境等) |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>1.サービス等利用計画について(新潟市事務処理要領変更点, 西蒲区のスケジュール及び進捗状況)</p> <p>2.平成25年度西蒲区障がい者地域自立支援協議会事業計画(案)</p> <p>3.平成24年度第2回西蒲区障がい当事者・団体・相談員意見交換会報告</p> <p>4.平成24年度第4回西蒲区特別支援学校進路調整会議報告</p> <p>5.困難事例のケース検討</p> |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 入所待機中の障害児及び家族の支援について |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <p>・療育手帳A, 5歳の時にインフルエンザ脳症り患し, 後遺症で癲癇を発症するようになった。抗癲癇薬を服用中。ほとんどの事に介助を要する。表出言語なし。嫌な事があると声を出す。</p> <p>・両親・兄・本児・弟・妹・妹の7人家族。</p> <p>・父の収入及び手当のみで生活。親族との係わりは, 本児の母方の母がたまに訪問する程度。</p> <p>・2年余り前に他区より家族で転居し西蒲区へ。兄弟が多い事や本児が成長してきた事により, 家庭で面倒を見るのが困難になってきた。さらに, 母が6人目を妊娠(後に墮胎)したことにより施設入所を希望。</p> <p>・相談支援センター相談員と行政保健師により家庭訪問を継続中。学校とも情報共有を行っている。</p> |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>【家族介護力】</p> <p>インフォーマルな支援が期待できない中, フォーマルなサービスを利用しながら, 母の負担軽減を図る。家に入れる居宅サービス利用を勧め, 家庭状況を確認。</p> <p>【地区担当保健師の接触を拒む】虐待をしているのではないかと思っているので訪問するのではないかと懐疑的になる。福祉サービスの更新調査等の理由づけをしてケースワーカーと同行するようにする。</p> <p>【母の妊娠】6人目を墮胎したが, また妊娠した模様。今後また墮胎する予定。</p> <p>母は子供が欲しいようだが, 父の考えは? 妊娠についても保健師の関わり必要。</p> <p>【父の思い】父はこの先の事をどのように考えているのか。</p> <p>学校の支援会議は母だけでなく父にも来てもらう。</p> <p>今後も関係機関と情報共有を行い, それぞれの役割分担を果たしていく。</p> |

障がい者地域自立支援協議会 西蒲区 事項報告

| |
|------------|
| 開催日 |
| 平成25年2月20日 |

| | |
|----------------------------|--|
| タイトル | 体調不良によりマイナス思考に陥っているケース |
| ケース情報 | <p>(障がい内容, 家族構成, 生活環境等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的及び精神障害 就労継続B型利用 ・兄(精神障害者)と関係が悪化し以前祖母が住んでいた家で一人暮らし。 ・ADLは自立。収入は, 障害年金2級と工賃。 ・主な介護者は母。毎日夕方に夕食と翌朝の朝食を運んでいる。母に10日に1回の割合で小遣いを1万円もらうが, 使い果たすと金銭を再度要求し怒鳴ることもある。 ・怒鳴った事等, 後で自分の言動に落ち込む。一人でいることがさみしいと感じている。 |
| 検討内容 ※区協議会での 議論の概要など | <p>現在服薬治療をしているが, 1種類の頓服薬を含め合計9種類の薬が処方されている。そのためか, 手の震えやふらつきがあり, その事を他の施設利用者に変に見られるのではないかと気にして休むことが多い。複数の医療機関を受診したが, 良い薬を飲んでいるし地元のかかりつけ医が良いのではないかとアドバイスされ, 地域の医療機関に通っている。</p> <p>【服薬について】 手足の震えは薬の副作用によるものと思われる。 医療機関を変更することも検討。(他の医療機関を受診した時より, 現在服薬類が増加していないか。)</p> <p>【生活環境】 一人暮らしが寂しく, 自宅ですることがないことがパチンコなどの遊興に向かわせ, 散財させる。</p> <p>【施設を休みがちになる】 手足の震えを他の利用者に見られない工夫をする。そこが改善されても, 休む回数が減らないのであれば, ほかに休む理由があると思われるのでそこを探り原因の対処を考える。</p> |